

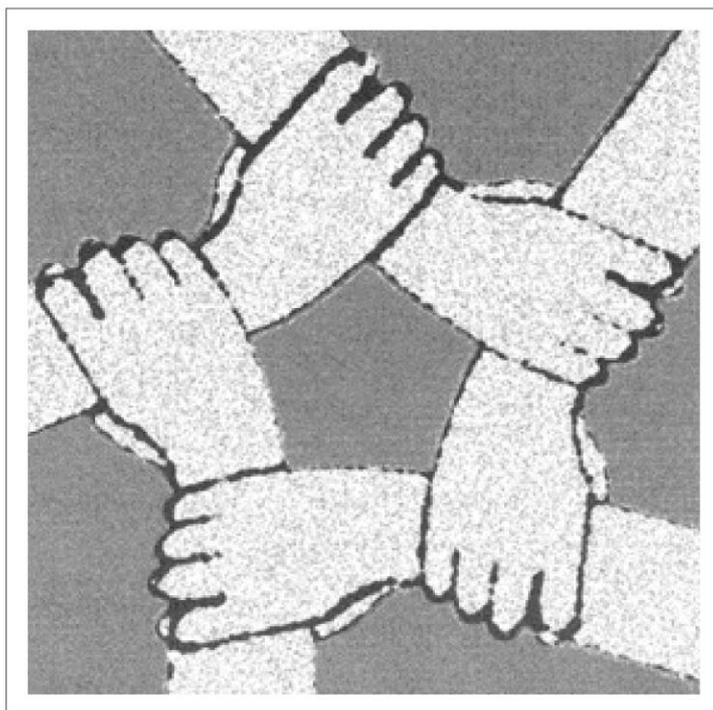
災害時消防支援ボランティア保険

[ボランティア活動保険]

[特長]

1. 各消防本部ごとに登録される災害時の消防支援ボランティアの皆様を対象とした保険制度です。
2. 支援活動中はもちろん、訓練中の危険も補償の対象になります。
3. 傷害事故は天災(地震・噴火・津波)によるものも補償されます。
4. 毎月20日を加入締切日としていつでも加入することができます。

※本保険の内容につきましては、必ず「災害時消防支援ボランティア保険の手引き」もあわせてご確認ください。



一般財団法人 全国消防協会

本保険制度のあらまし

消防本部に登録される災害時の消防支援ボランティアの皆様を被保険者として一括してご加入いただく保険です。この保険は、日本国内における災害時消防支援ボランティア活動(訓練を含む)に参加する登録ボランティアの皆様が活動中の急激かつ偶然な外来の事故により傷害(地震・噴火・津波およびこれらに随伴して生じた事故で被った傷害も対象になります)を被った場合やボランティアの皆様の活動に伴い他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして、被保険者が法律上の賠償責任を負った場合に保険金が支払われるものです。

- ・災害時の消防支援ボランティア活動のために、自宅等を出発してから活動後に自宅等に戻るまでの通常経路の往復中も活動中として対象に含まれます。
- ・災害時消防支援ボランティア活動とは、消防本部が登録ボランティアに事前に委嘱した日本国内において実施されるボランティア活動(活動のための訓練等含む)であって無償のものをいいます。
- ・賠償責任担保条項部分については、ご加入の登録ボランティアが未成年者等である場合は、そのボランティアの監督義務者または監督義務者に代わって監督する者も被保険者に含まれます。
詳しくは「災害時消防支援ボランティア保険の手引き」をご覧ください。

本保険制度の位置づけ

本保険制度は、平成9年4月に消防庁防災課が「地方公共団体における災害ボランティア対応に関する調査研究報告書について」のなかで示した専門ボランティアに関する部分、とりわけ、災害時の消防支援ボランティアのために用意されたものです。

お支払いする保険金

※詳細は「災害時消防支援ボランティア保険の手引き」をご覧ください。

保険金の種類	保険金の内容
死亡保険金	傷害により、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合は、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 (*)既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額からその額を控除した残額をお支払いします。
後遺障害保険金	傷害により、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合は、後遺障害等級に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。 (*)保険期間(保険のご契約期間)を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
入院保険金	傷害により、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院された場合は、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 (支払対象となる入院の日数は、180日が限度となります。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金はお支払いできません。また、入院保険金が支払われる期間中、別の偶然な事故により新たにケガをされても入院保険金は重複してのお支払いはできません。)
通院保険金	傷害により、事故の発生の日から180日以内に通院(往診を含みます。)された場合は、1日につき通院保険金日額をお支払いします。 (支払対象となる通院の日数は、90日が限度となります。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金はお支払いできません。入院保険金と重複してのお支払いはできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらにその支払いを受けられる傷害を被った場合においても、通院保険金は重複してのお支払いはできません。)
手術保険金	傷害の治療を目的として、所定の手術を受けられた場合は、入院保険金日額の5倍または10倍をお支払いします。 (ただし、1回の事故につき、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の手術1回に限ります。)
賠償責任保険金	保険期間中に行った日本国内における災害時消防支援ボランティアが行うボランティア活動(訓練を含む)に伴う次の事由により被保険者が法律上の賠償責任を負った場合、それにより被る損害に対し保険金をお支払いします。なお、1事故あたりの免責金額(自己負担)はありません。 ・活動中に発生した偶然な事由による他人の身体障害・財物損壊 ・活動に伴って提供した財物に起因する偶然な事由による他人の身体障害・財物損壊 ・活動の結果に起因する偶然な事由による他人の身体障害・財物損壊 ・活動に伴って占有、使用または管理する保管物の偶然な事由による損壊・紛失・盗取・詐取

保険金支払いの対象となる主な事故例

傷害事故の場合	賠償事故の場合
 <p>地震災害の救援活動に参加中、余震が原因で建物が崩れてケガをして入院した。</p>	 <p>台風災害の救援活動に参加中、足を滑らせて骨折し通院した。</p>
 <p>消防支援ボランティア活動に参加するため、自宅を出発したところ車と衝突してケガをして通院した。</p>	 <p>消防支援ボランティア活動の訓練に参加中、誤って他人の財物を壊してしまった。</p>

保険金額(補償額)と保険料

(被保険者(登録ボランティア)1名あたり)

	Aタイプ		Bタイプ		Cタイプ	
	通常危険	天災危険 ^(*)	通常危険	天災危険 ^(*)	通常危険	天災危険 ^(*)
死亡・後遺障害 保険金額	1,000万円	250万円	800万円	170万円	500万円	120万円
入院保険金 (日額)	8,000円	4,000円	6,000円	3,000円	4,000円	2,000円
通院保険金 (日額)	5,000円	2,000円	4,000円	1,900円	2,500円	1,100円
賠償責任支払限度額 (対人・対物合算)	1事故につき3億円 (免責金額なし)		1事故につき3億円 (免責金額なし)		1事故につき3億円 (免責金額なし)	
年間保険料	2,000円		1,500円		1,000円	

(*)「天災危険」とは地震、噴火、津波およびこれらに随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故による傷害をいいます。

- 保険期間の途中で被保険者(登録ボランティア)を追加する場合も上記の年間保険料(増員人数分)が必要となります。
なお、中途脱退による保険料の払い戻しはありません。

保険期間

保険期間は加入締切日の翌月1日午後4時から翌年同月1日午後4時までの1年間です。保険期間の途中で加入手続きを行った被保険者(登録ボランティア)の保険責任期間は、加入手続きが完了した日の翌日午前0時から保険期間終了時までです。詳しくは取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

保険金をお支払いできない主な場合

① 傷害事故の場合

- ①保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
- ②被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ③被保険者の無免許運転、酒気帯び運転・麻薬等を使用した状態での運転中等に生じた事故
- ④被保険者の脳疾患、疾病、心神喪失
- ⑤頸部症候群または腰痛等で医学的他覚所見のないもの
- ⑥職業または職務に従事している間に生じた事故 など

なお、傷害事故の免責事由は、被保険者ごとに個別に適用します。

② 賠償事故の場合

- ①保険契約者、被保険者またはこれらの代理人の故意
- ②被保険者の心神喪失に起因する事故
- ③航空機、自動車、原動機付自転車または銃器の所有、使用または管理に起因する事故
- ④職業上の業務遂行に直接起因する事故
- ⑤地震、噴火または津波 など

〈共同保険契約に関するご説明〉

この保険契約は、以下の保険会社及び引受割合による共同保険契約であり、幹事保険会社である東京海上日動火災保険株式会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。

各引受保険会社は、以下の引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

引受保険会社	引受割合
東京海上日動火災保険株式会社(幹事保険会社)	85%
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	15%

【加入締切日 毎月20日】

ご加入手続き

- 1 所定の加入依頼書に必要事項をご記入・ご捺印のうえ、一般財団法人全国消防協会事務局にご提出ください。
- 2 保険料は加入締切日までに下記口座に送金してください。

みずほ銀行 町村会館出張所
普通 1828438
全消協災害時消防支援保険
- 3 保険期間は加入締切日の翌月1日午後4時から翌年同月1日午後4時までの1年間です。
- 4 ご加入後に加入の覚えとして加入者カードをお送りします。(保険証券は全国消防協会事務局が保有します。)

人数変更が生じたら

保険期間の途中でボランティアの人数に変更があったときは必ず契約者までご連絡ください。

- ①増員した場合 途中で加入する場合も年間保険料をいただきます。
- ②減員した場合 途中で脱退したことによる保険料の払戻はありません。

事故が起きたら

- 1 もし事故が起きたときは(傷害事故の場合)

被保険者が傷害を被ったときは、その原因となった事故の日からその日を含めて30日以内に事故発生の状況、傷害の程度等の必要事項を書面で取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。

(賠償責任事故の場合)

事故または事故の原因となる偶然な事故の発生を知った場合には、遅滞なく、事故発生の日時・場所、事故の状況、被害者の住所・氏名およびこれらの事項について証人となる者がいるときはその者の住所・氏名を、損害賠償請求を受けたときはその内容を、また、その他の必要事項について、書面で取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。

※保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。

- 2 この保険には保険会社が被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。したがって、この保険が適用されると考えられる賠償事故が発生した場合には、引受保険会社の担当部署からの助言に基づき、被保険者ご自身に被害者の方との示談交渉を進めていただくこととなりますので、あらかじめご承知置ください。なお、引受保険会社の同意を得ないで被保険者側で示談をされた場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がございますのでご注意ください。

加入依頼書記入例

一般財団法人 全国消防協会 御中

①一般財団法人 全国消防協会用

(災害時消防支援ボランティア保険加入依頼書)

〈ご加入時の確認事項〉
 次のとおり、消防本部が一般財団法人全国消防協会の構成員である事を確認し、一般財団法人全国消防協会を契約者とする災害時消防支援ボランティア保険に加入を依頼します。また、書面に記載の「個人情報の取扱いに関するご案内」の内容について被保険者全員の同意を確認の上、同意します。(加入タイプが複数ある場合、加入タイプごとに加入依頼書を作成してください)

加入依頼年月日 平成 00 年 9 月 1 日 電話番号 03-1234-5678 FAX 番号 03-1234-5678

住所 東京都千代田区麹町 1-6-2

氏名 ○○ 消防本部 消防太郎 (捺印) (ご加入後の事務事項の連絡先)

加入タイプ 加入タイプ A (2,000円) 年間保険料 (一時払) ☆加入人数 (登録ボランティア数) 500 人 × B (1,500円) = (1,000,000 -) 円 (※欄に記入してください)

対象となる登録ボランティア (被保険者明細)

氏名	住所
添付名簿のとおり	

(注) 上記内容を記載した名簿を別途ご提出いただければ明細のご記入は不要です。

1. 本制度で補償の対象となる活動について、活動内容が、損害賠償請求を要しないことが前提です。(損害賠償請求の対象となる活動については、取扱代理店または引受保険会社にご確認ください。)

2. 本制度で補償の対象となる活動について、損害賠償請求を要する場合は、引受保険会社にご連絡ください。(損害賠償請求の対象となる活動については、取扱代理店または引受保険会社にご確認ください。)

3. 上記1.2のいずれかが該当しない場合は、損害賠償請求およびその賠償に関する事項についての補償内容は、取扱代理店または引受保険会社にご確認ください。

取扱代理店 (印) 引受保険会社 (印) 引受損害保険会社 (印) 支払調書 (印)

(担当課) (担当者) (会社使用欄)

平成26年9月14日印刷

- * 告知義務について: 加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時にこれらの事項に正確にお答えいただく義務があります。これらが事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。
- * 通知義務について: ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。
- * (賠償責任担保条項部分について) この保険契約と重複する保険契約や共済契約(以下「他の保険契約等」といいます)がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。
 - ・他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合: 他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。
 - ・他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合: 損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。
- * 更新してご加入頂く場合は、現在のご契約について保険金請求忘れがないか今一度確認をお願いします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら代理店または引受保険会社まですぐにご連絡ください。なお、本パンフレットの内容は平成26年10月1日以降の補償内容です。
- * 加入者カードは加入内容を確認する大切なものです。加入者カードが到着しましたら、ご意向通りの加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者カードが到着までの間、加入依頼書控等、加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点があれば、代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
- * この保険は一般財団法人全国消防協会を契約者とし、加入者である各消防本部等に登録されている災害時消防支援ボランティア等を被保険者とするボランティア活動保険団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解除する権利等は一般財団法人全国消防協会が有します。加入者(申込人)は各消防本部(局)等の消防機関に限ります。

保険契約者

一般財団法人 全国消防協会

〒102-8119 東京都千代田区麹町1-6-2 アーバンネット麹町ビル内 TEL 03-3234-1321

取扱代理店・事故の際の連絡先

全国消防保険サービス株式会社

☎0120-065-988 (9:00~17:00) つながらない場合は下記まで

〒102-8119 東京都千代田区麹町1-6-2 アーバンネット麹町ビル内 TEL 03-3234-1331

引受損害保険会社

東京海上日動火災保険株式会社(幹事保険会社)

〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4 (担当課) 広域法人部法人第一課 TEL 03-3515-4147

損害保険ジャパン日本興亜株式会社(非幹事保険会社)

お問い合わせ先

* 取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行います。したがって、取扱代理店と有効に締結されたご契約は、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

* このパンフレットおよび手引きはボランティア活動保険の概要をご紹介します。詳細は、契約者である一般財団法人全国消防協会にお渡ししてあります保険約款により、ご不明な点がございましたら取扱代理店または引受保険会社にご照会ください。またパンフレット・手引きには、ご契約上の大切なことがらに記載されていますので、ご一読の上、加入者カードとともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。

各消防本部 御中

災害時消防支援ボランティア保険の手引き
〔ボランティア活動保険〕

〈目 次〉

1. 本保険の内容

(1) 本保険制度のあらまし	2
(2) 本保険の概要	2
(3) 保険金をお支払する場合	2
(4) 保険金額（補償額）と保険料	3
(5) お支払する保険金の種類およびお支払方法	3
(6) 保険金をお支払できない主な場合	6
(7) 保険期間	6
(8) Q & A	6～9

2. 加入方法

(1) 加入手続きの流れ	9
(2) 加入手続き	11
(3) 加入依頼書の記入例	12

3. 保険金請求の方法

(1) 事故が起きたら	13
(2) 保険金請求の流れ	14
(3) 保険金請求のために必要な書類	15

1. 本保険の内容

(1) 本保険制度のあらまし

本保険制度は消防本部に登録される災害時の消防支援ボランティア（専門ボランティア）の訓練や活動に伴う事故の補償を目的に創設され、一般財団法人全国消防協会が保険契約者となり各消防本部ごとに対象となるボランティアを被保険者（この保険の補償を受けられる方）として一括してご加入いただくものです。

(2) 本保険の概要

日本国内における災害時消防支援ボランティア活動（活動のための訓練等を含む）に参加する登録ボランティアが活動中の急激かつ偶然な外来の事故により、身体に傷害を被った（ボランティア自身の傷害事故については地震・噴火・津波が原因のものも対象となります）場合、またはボランティア活動に伴い生じた他人の身体の障害や財物の損壊等に対して被保険者が賠償責任を負った場合に被る損害に対し保険金が支払われます。

※災害時の消防支援ボランティア活動のために、自宅等を出発してから活動後に自宅等に戻るまでの通常の経路の往復中も補償の対象に含まれます。

※災害時消防支援ボランティア活動とは、消防本部が事前に登録したボランティアに委嘱し日本国内において実施されるボランティア活動（活動のための訓練等を含む）であって無償のものをいいます。

(3) 保険金をお支払する場合

賠償責任保険金

保険責任期間中に発生した以下の①または②に掲げる事故について、被保険者（*）が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

（*）賠償責任担保条項部分については、ご加入手続きが完了したボランティアのほか、その登録ボランティアが未成年者等である場合は、そのボランティアの監督義務者または監督義務者に代わって監督する者も被保険者に含まれます。その監督責任により法律上の損害賠償責任を負った場合も対象となります。

①次に掲げる事由による他人の身体の障害（障害に起因する死亡を含みます。）または他人の財物の滅失、破損もしくは汚損（このパンフレットにおいて「損壊」といいます。）

イ. 災害時消防支援ボランティアによるボランティア活動中に発生した偶然な事由

ロ. 災害時消防支援ボランティアがボランティア活動に伴って提供した財物（以下「提供物」といいます。）に起因する偶然な事由

ハ. 災害時消防支援ボランティアによるボランティア活動の結果に起因する偶然な事由

②災害時消防支援ボランティアがボランティア活動に伴って占有、使用または管理する保管

物の偶然な事由による損壊、紛失または盗取（詐取を含みます。）により保管物について
 正当な権利を有する者に対し負担する賠償責任

傷害保険金

保険責任期間中に発生した災害時消防支援ボランティア活動中の急激かつ偶然な外来の事故により、被保険者（*）が身体に被った傷害（注）に対して、保険金（死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金および通院保険金）をお支払します。

（*）傷害担保条項部分について、被保険者はご加入手続きが完了したボランティアです。

（注）身体外部から偶然かつ一時的に吸入・吸収・摂取した有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒（継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。）を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

（4）保険金額（補償額）と保険料（被保険者（登録ボランティア）1名あたり）

	Aタイプ		Bタイプ		Cタイプ	
	通常危険	天災危険	通常危険	天災危険	通常危険	天災危険
死亡・後遺障害保険金額	1,000万円	250万円	800万円	170万円	500万円	120万円
入院保険金 （日額）	8,000円	4,000円	6,000円	3,000円	4,000円	2,000円
通院保険金 （日額）	5,000円	2,000円	4,000円	1,900円	2,500円	1,100円
賠償責任支払限度額 （対人・対物共通（合算））	1事故につき 3億円 （免責金額なし）	/	1事故につき 3億円 （免責金額なし）	/	1事故につき 3億円 （免責金額なし）	/
年間保険料	2,000円		1,500円		1,000円	

※天災危険とは地震、噴火、津波およびこれらに随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故による傷害をいいます。

※保険期間の途中で被保険者（登録ボランティア）を追加する場合も上記の年間保険料（増員人数分）が必要になります。また、中途脱退による保険料の払い戻しはありません。

（5）お支払する保険金の種類およびお支払方法

【賠償責任担保条項】

（1）次のような損害賠償金や諸費用に対して保険金をお支払いします。

①法律上被害者に支払うべき損害賠償金（治療費、慰謝料、修理費 等）

*賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ引受保険会社の同意が必要になります。

②万一、訴訟になった場合の弁護士報酬など引受保険会社の書面による同意を得て支出した争訟費用

③他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続き、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために、引受保険会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用

*ただし、提供物または提供物が一部をなすその他の財物の回収、検査、修理、交換その他の措置を講じるために要した費用を除きます。

④他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続き、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために必要な手段を講じた後に損害賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用、または引受保険会社の書面による同意を得て支出したその他の費用

⑤引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、引受保険会社の求めに応じて、引受保険会社への協力のために支出された費用

(2) 保険金のお支払い方法

- ・ ①の損害賠償金については、1回の事故により発生した損害の合計額を、支払限度額の範囲内でお支払します。
- ・ 上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払対象となります。ただし、②の争訟費用について、①損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、「支払限度額÷①損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。

【傷害担保条項】

被保険者が災害時消防支援ボランティア活動中の急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に被った傷害に対して以下の保険金をお支払いします。

(1) 死亡保険金

被保険者が傷害を被った結果、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。(すでに支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額からすでに支払った金額を控除した残額をお支払いします。)

(2) 後遺障害保険金

被保険者が傷害を被った結果、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合に、後遺障害等級に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。

- ・ 事故の日からその日を含めて180日をこえて治療を要する状態にあるときは事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定します。
- ・ 同じ事故で2種以上の後遺障害が生じた場合は死亡・後遺障害保険金額に次の保険金支払割合を乗じた額を後遺障害保険金としてお支払いします。

- ①後遺障害等級が第1級から第5級までの後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対する保険金支払割合
 - ②①以外の場合で後遺障害等級が第1級から第8級までの後遺障害2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対する保険金支払割合
 - ③①および②以外の場合で後遺障害等級が第1級から第13級までの後遺障害があるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計の割合が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。
 - ④①から③まで以外の場合は、重い後遺障害の該当する等級に対する保険金支払割合
- ・保険期間を通じて、死亡・後遺障害保険金額がお支払いする保険金の限度となります。

(3) 入院保険金

被保険者が傷害を被った結果、入院（*）した場合に、その日数に対して、1日につき、入院保険金日額を入院保険金としてお支払いします。（入院日数は180日が限度となります。なお、事故発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはいかなる場合もお支払対象となりません。また、入院保険金が支払われる期間中に、新たに傷害を被っても重複して入院保険金のお支払いはできません。）

（*）入院とは、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

※事故の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所においてその傷害の治療を直接の目的として手術を受けたときは、入院保険金日額の10倍（入院中以外に受けた手術の場合は5倍）を、手術保険金としてお支払いします。（ただし、1事故につき1回の手術に限ります。）

(4) 通院保険金

被保険者が傷害を被った結果、事故の日からその日を含めて180日以内に通院した場合は、通院の日数に対して、90日を限度として、1日につき、通院保険金日額を通院保険金としてお支払いします。（通院保険金が支払われる期間中に、新たに傷害を被っても重複して通院保険金のお支払いはできません。また、入院保険金と重複しては、お支払いできません。）

※上記通院とは、治療が必要な場合において、病院または診療所に通い、治療を受けることをいいます。（ただし、通院しない場合でも、骨折等で医師の指示により所定の部位へギプス等を常時装着した場合や、往診の場合もお支払いの対象となります。）

(6) 保険金をお支払できない主な場合

(8) Q & AのQ 4をご覧ください。

(7) 保険期間(保険責任期間)

保険期間は加入締切日の翌月1日午後4時から翌年同月1日(午後4時)までの1年間です。保険期間の途中で加入手続きを行った被保険者(増員された登録ボランティア)の保険責任期間は、加入手続きが完了した日の翌日午前0時から、保険期間終了時までとなります。詳しくは取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

(8) Q & A

Q 1. 傷害事故で保険金支払いの対象となるケガはどんなケガですか？

A. 急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害であれば保険金をお支払いできる可能性があります。なお、通院保険金のお支払いにあたっては、治療が必要な場合において、病院または診療所に通い、または往診により、治療を受けることが必要です。

Q 2. 傷害事故で入院・通院保険金の対象になる日数は、実際に入院・通院した日数をいうのですか？

A. 原則として医師の指示にもとづき、医師の治療を受けるために実際に入院・通院した日数をいいます。

ただし、通院については医師の指示により所定の部位にギブス等を常時装着したときは、その日数について通院日数とみなすことができます場合があります。

Q 3. 賠償事故で支払われる保険金はどんなものですか？

A. 1. 法律上、被害者に対して支払う損害賠償金

具体的には、修理費、治療費、休業補償費、慰謝料、逸失利益などです。

2. 被害者に対する応急手当、搬送、その他の緊急措置に要した費用

3. 弁護士報酬等の争訟費用

4. 保険会社の求めに応じて保険会社への協力のために支出された所定の費用 等

(※詳しくは1. 本保険の内容 (5)「お支払する保険金の種類およびお支払方法」をご参照下さい。)

Q 4. 保険金が支払われない場合を教えてください。

A. 傷害事故と賠償事故とで異なります。

(1) 傷害事故の保険金をお支払いできない主な場合（被保険者ごとに個別適用します。）

- ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
 - ② 保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのは、その者が受け取るべき金額に限ります。
 - ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - ④ 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで、または道交法に定める酒気帯び状態でもしくは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故
 - ⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
 - ⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産、流産または被保険者に対する外科的手術その他の医療処置(外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、補償対象となる傷害の治療によるものである場合を除きます。)
 - ⑦ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ⑧ 核燃料物質または核燃料物質に汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ※上記⑦⑧の事由に随伴し、またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故による場合も保険金をお支払できません。
- ⑨ ⑧以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑩ 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛その他の症状で、それを裏付ける医学的他覚所見のないもの
 - ⑪ 被保険者が次に掲げる運動等を行っている間

山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機（グライダー・飛行船を除きます。）操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機を除きます。）搭乗、ジャイロプレーン搭乗、その他これらに類する危険な運動

- ⑫ 被保険者が自動車、原動機付自転車、モーターボート（水上オートバイを含みます。）、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類する乗用具による競技、競争、興行（いずれもそのための練習を含みます。）または試運転（性能試験を目的とする運転または操縦を

います。)をしている間、またはこれらを行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、自動車または原動機付自転車を用いて道路上でこれらを行っている間については、保険金を支払います（法令による許可を受け一般の通行を制限し道路を占有した状態で行っている間等、補償の対象外となる場合もあります。）。

⑬次に掲げるボランティア活動をしている間

イ. 海難救助ボランティア活動

ロ. 山岳救助ボランティア活動

ハ. 野焼きまたは山焼きを行う森林ボランティア活動

ニ. チェーンソーを使用する森林ボランティア活動

* 災害時消防支援ボランティア活動においてチェーンソーを使用する場合がありますが、これは「チェーンソーを使用する森林ボランティア活動」には該当しません。

ホ. 銃器を使用する害獣駆除ボランティア活動

⑭職業または職務に従事している間 など

(2) 賠償事故の保険金をお支払いできない主な場合

①保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人の故意

②地震、噴火または津波

③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動

④核燃料物質または核燃料物質に汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

※上記②～④の事由に随伴し、またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故による場合も保険金をお支払いできません。

⑤④以外の放射線照射または放射能汚染

⑥被保険者の心神喪失に起因する事故

⑦被保険者の、または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する事故

⑧航空機、自動車、原動機付自転車または銃器（空気銃を除きます。）の所有、使用または管理に起因する事故

⑨被保険者が故意または重大な過失により、法令に違反して製造、販売または提供した提供物に起因する事故

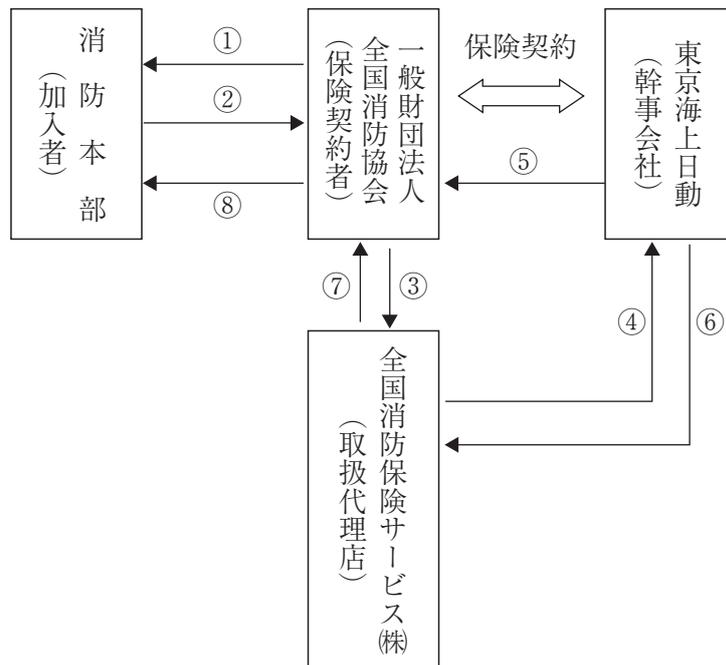
⑩提供物またはボランティア活動の結果が、所期の効能、性能を発揮できなかったことに起因する事故。ただし、提供物の本来意図しなかった悪影響によって発生した事故は除きます。

⑪被保険者の職業上の業務の遂行に直接起因する事故

- ⑫被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者による次に掲げる業務の遂行に起因する事故
- イ. 人または動物に対する診療、治療、看護、疾病の予防、救急救命処置または死体の検案
(医療用の器具、器械または装置をイ. の業務のために使用した場合を含みます。)
 - ロ. 医薬品または医療用具の調剤、調整、鑑定、授与または授与の指示
 - ハ. あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、理学療法士または作業療法士などの資格を有する職業人がその資格に基づいて行う施術
- ⑬被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ⑭提供物のかしによる提供物自体の損壊に対する損害賠償責任
- ⑮被保険者の配偶者や、被保険者または配偶者と生計を共にする同居の親族・別居の未婚の子に対する損害賠償責任 など

2. 加入方法

(1) 加入手続きの流れ



- ①パンフレット、加入依頼書、手引の送付
- ②加入依頼書、保険料のご送付
- ③加入依頼書、保険料の取りまとめ・送付
- ④加入依頼書、保険料の取りまとめ・送付
- ⑤保険証券の発行
- ⑥加入者カードの作成・送付

⑦加入者カードの送付

⑧加入者カードの送付

※告知義務について：加入依頼書に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）です。ご加入時にこれらの事項に正確にお答えいただく義務があります。これらが事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※通知義務について：ご加入後に加入依頼書に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合は、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※（賠償責任担保条項部分について）この保険契約と重複する保険契約や共済契約（以下「他の保険契約等」といいます。）がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

- ・他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合：他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。
- ・他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合：損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

※重大事由による解除について：以下に該当する事由がある場合には、引受保険会社はご加入を解除することができます。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

- ・ご契約者、被保険者等が引受保険会社はこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合
- ・ご契約者、被保険者等が暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者に詐欺の行為があった場合

等

※この保険は一般財団法人全国消防協会を契約者とし加入者である各消防本部等に登録されている災害時の消防支援ボランティア等を被保険者とするボランティア活動保険団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は一般財団法人全国消防協会が有します。加入者（申込人）は各消防本部（局）等の消防機関に限ります。

(2) 加入手続き

加入締切日	毎月 20 日
-------	---------

- ①所定の加入依頼書に必要事項を記入・捺印のうえ、一般財団法人全国消防協会事務局にご提出ください。
- ②保険料は加入締切日までに下記口座に送金してください。

みずほ銀行 町村会館出張所 普通 1828438 全消協災害時消防支援保険

- ③保険期間は加入締切日の翌月 1 日午後 4 時から翌年同月 1 日（午後 4 時）までの 1 年間です。
- ④ご加入後に加入の覚えとして加入者カードをお送りします。万が一ご加入後から一ヶ月を経過しても加入者カードが届かない場合は一般財団法人全国消防協会事務局までお問い合わせください。（保険証券は一般財団法人全国消防協会事務局が保有します。）

保険期間の途中で対象となるボランティアの人数に変更があったとき

必ず契約者である一般財団法人全国消防協会事務局までご連絡ください。

イ. 増員する場合（*） 途中で加入する場合も年間保険料（増員人数分）をいただきます。

ロ. 減員した場合 途中で脱退したことによる保険料の払い戻しはありません。

（*）増員されたボランティアに対する補償は、その手続きが完了した日の翌日午前 0 時から貴消防本部のご契約の保険期間満期日の午後 4 時までです

<共同保険契約に関するご説明>

この保険契約は、以下の保険会社及び引受割合による共同保険契約であり、幹事保険会社である東京海上日動火災保険株式会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。

各引受保険会社は、以下の引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

引受保険会社	引受割合
東京海上日動火災保険株式会社（幹事保険会社）	85%
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	15%

(3) 加入依頼書の記入例

一般財団法人 全国消防協会 御中

① 一般財団法人 全国消防協会用

災害時消防支援ボランティア保険加入依頼書

〈ご加入時の確認事項〉

次のとおり、当消防本部が一般財団法人全国消防協会の構成員である事を確認し、一般財団法人全国消防協会を契約者とする災害時消防支援ボランティア保険に加入を依頼します。また、裏面に記載の「個人情報の取扱いに関するご案内」の内容について被保険者全員の同意を確認のうえ、同意します。
(加入タイプが複数ある場合、加入タイプごとに加入依頼書を作成してください)

加入依頼年月日	平成00年 9月 1日	電話番号	03-1234-5678	FAX番号	03-1234-5678
(お申込者) (加入者)	住所	102-8119 東京都千代田区麹町 1-6-2			
	氏名	〇〇 消防本部 消防太郎  ご加入時の確認事項 確認印兼用 (2枚目にもご捺印ください)			

★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）です。これらの表示が事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご加入を解除することがあります。ご加入後に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合は、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡がない場合はご加入を解除することがあります。ご加入を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

加入タイプ・年間保険料

☆加入人数(登録ボランティア数)	加入タイプ	年間保険料(一時払)
(500)人	A (2,000円)	(1,000,000 -)円
↳ 明細に記入してください。	B (1,500円)	
	C (1,000円)	

対象となる登録ボランティア（被保険者明細）

氏名	住所
添付名簿のとおり	

(注) 上記内容を記載した名簿を別途ご提出いただければ明細のご記入は不要です。

★告知事項申告欄 告知事項を申告してください。	1. 本保険で補償の対象となる危険について、過去5年以内に損害賠償請求を受けたことがあります。 (過去に東京海上日動火災保険株式会社と締結した保険契約の申込み時において、すでに告知いただいたものを除きます。)	<input type="radio"/> はい	<input type="radio"/> いいえ			
	2. 本保険で補償の対象となる危険について、将来損害賠償請求を受けるおそれのある事実がすでに発生していますか。 (過去に東京海上日動火災保険株式会社と締結した保険契約の申込み時において、すでに告知いただいたものを除きます。)	<input type="radio"/> はい	<input type="radio"/> いいえ			
	3. 上記1,2のいずれかが「はい」の場合は、損害賠償請求およびその原因となる事実についての具体的な内容を記入					
他の同種の保険契約等 (共済契約を含む)	<input type="radio"/> あり	<input type="radio"/> なし	会社名	保険等の種類	満期日	支払限度額 (保険金額)

(担当課) _____ (担当者) _____ (会社使用欄)

平成26年6月作成 14-T-02066

3. 保険金請求の方法

(1) 事故が起きたら

① (傷害事故の場合)

被保険者が傷害を被ったときは、その原因となった事故の日からその日を含めて30日以内に事故発生の状況、傷害の程度等の必要事項を書面で取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。

(賠償責任事故の場合)

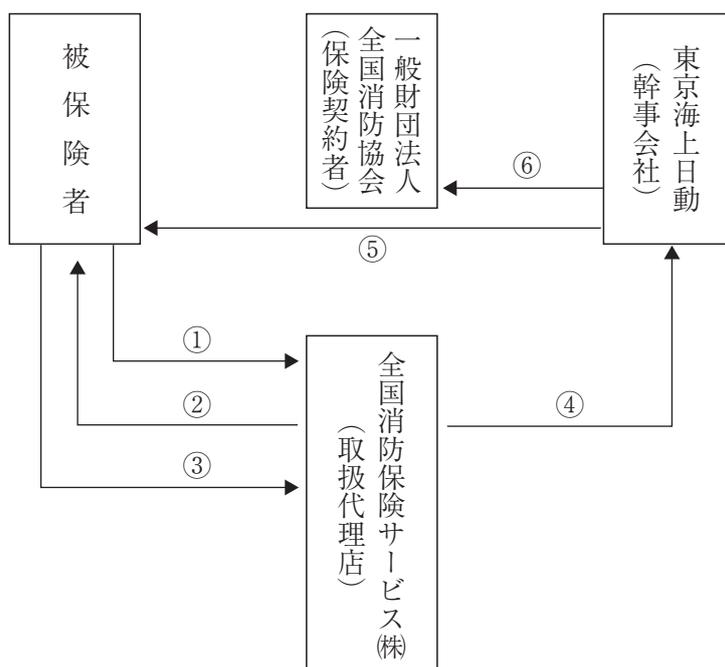
事故または事故の原因となる偶然な事故の発生を知った場合には、遅滞なく、事故発生の日時・場所、事故の状況、被害者の住所・氏名およびこれらの事項について証人となる方があるときはその方の住所・氏名を、損害賠償請求を受けたときはその内容を、また、その他の必要事項について、書面で取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。

②この保険には、保険会社が被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。したがって、この保険が適用されると考えられる賠償事故が発生した場合には、引受保険会社の担当部署からの助言に基づき、被保険者ご自身に被害者の方との示談交渉を進めていただくこととなりますので、あらかじめご承知置きください。

なお、引受保険会社の同意を得ないで被保険者側で示談をされた場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がございますのでご注意ください。

※保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。

(2) 保険金請求の流れ



- ①事故内容（いつ、どこで、だれが、どのように等）のご通知
- ②保険金請求書類（必要となる書類）の送付
- ③保険金請求書類のご記入・ご送付
- ④保険金請求書類の確認・送付
- ⑤保険金のお支払い（被保険者の指図により、被保険者以外の方へ保険金をお支払いすることも可能です。なお、賠償責任事故の場合、先取特権の規定により保険金のお支払先が制限される場合があります。詳しくは下記＜賠償事故の保険金請求の際のご注意＞をご覧ください。）
- ⑥保険金の支払通知書の送付

＜賠償事故の保険金請求の際のご注意＞

被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権（費用保険金に関するものを除きます。）について、先取特権を有します（保険法第22条第1項）。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することができます（保険法第22条第2項）。このため、被保険者からの請求を受けて引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

(3) 保険金請求のために必要な書類

提出書類	保険金種類	死亡	後遺害	手術	通院	賠償
保険金請求書		○	○	○	○	○
当社の定める状況報告書		○	○	○	○	○
公の機関（やむを得ない場合には、第三者の事故証明書）の事故証明書		○	○	○	○	○
ボランティア活動に参加している間の事故であることが確認できる証明書類		○	○	○	○	○
死亡診断書または死体検案書		○				△ ※1
後遺障害もしくは傷害の程度または手術の内容を証明する医師の診断書			△ ※2		○	○ (対物事故)
入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類 ※3				○	○	△
死亡保険金受取人（死亡保険金受取人の指定のないときは、被保険者の法定相続人）の印鑑証明書		○				
被保険者の戸籍謄本		○				
法定相続人の戸籍謄本（死亡保険金受取人の指定がない場合）		○				
修理費見積書または領収書						○ (対物事故)
写真						○ (対物事故)
示談書						○
その他関係書類		△	△	△	△	△

○ 必ずご提出いただく書類

△ 場合によってはご提出いただく書類

※1 賠償事故の被害者が死亡された場合に必要です。

※2 後遺障害保険金または手術保険金をご請求の場合に必要です。

※3 保険金ご請求額が10万円以下で手術保険金のご請求が無い場合は診断書のご提出は不要です。

お問い合わせ先

一般財団法人 全国消防協会

〒102-8119 東京都千代田区麹町 1-6-2 アーバンネット麹町ビル内 TEL03-3234-1321

取扱代理店

全国消防保険サービス株式会社

〒102-8119 東京都千代田区麹町 1-6-2 アーバンネット麹町ビル内 TEL03-3234-1331

引受損害保険会社

東京海上日動火災保険株式会社（幹事保険会社）

〒102-8014 東京都千代田区三番町 6-4（担当課）広域法人部法人第一課 TEL03-3515-4147

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）

東京海上日動火災保険（株）は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

東京海上日動火災保険（株）との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。

(<http://www.sonpo.or.jp/>)



0570-022808 受付時間：平日午前9時15分～午後5時

〈通話料有料〉

（土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。）

PHS・IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

- * 取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店と有効に締結されたご契約は、引受保険会社と直接締結されたものとなります。
- * この手引きは、ボランティア活動保険の概要をご紹介します。災害時消防支援ボランティア保険のパフレットも併せてご覧ください。詳細は、契約者である一般財団法人全国消防協会にお渡ししてあります保険約款によりますが、保険金のお支払条件・ご加入手続き、その他この保険の内容について、ご不明な点がございましたら取扱代理店または引受保険会社にご照会ください
- * ご加入を申し込まれる方と被保険者が異なる場合は、この手引きおよびパフレットの内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

平成 26 年 6 月作成 14-T-02787

災害時消防支援ボランティア保険加入依頼書

〈ご加入時の確認事項〉

次のとおり、当消防本部が一般財団法人全国消防協会の構成員である事を確認し、一般財団法人全国消防協会を契約者とする災害時消防支援ボランティア保険に加入を依頼します。また、裏面に記載の「個人情報の取扱いに関するご案内」の内容について被保険者全員の同意を確認のうえ、同意します。
(加入タイプが複数ある場合、加入タイプごとに加入依頼書を作成してください)

加入依頼 年月日	平成 年 月 日	電話 番号	-	-	FAX 番号	-	-
(お 申 込 者)	住 所	□□□-□□□□					
	氏 名						

★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）です。これらの表示が事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご加入を解除することがあります。ご加入後に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合は、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡がない場合はご加入を解除することがあります。ご加入を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

加入タイプ・年間保険料

☆加入人数(登録ボランティア数) ()人 ×	加入タイプ A (2,000円) B (1,500円) C (1,000円)	=	年間保険料(一時払) ()円
↓ 明細に記入してください。			

対象となる登録ボランティア（被保険者明細）

氏 名	住 所

(注) 上記内容を記載した名簿を別途ご提出いただければ明細のご記入は不要です。

★告知事項申告欄 どちらか1つをお付けください。	1. 本保険で補償の対象となる危険について、過去5年以内に損害賠償請求を受けたことがありますか。 (過去に東京海上日動火災保険と締結した保険契約の申込み時において、すでに告知いただいたものを除きます。)	(はい)	(いいえ)		
	2. 本保険で補償の対象となる危険について、将来損害賠償請求を受けるおそれのある事実がすでに発生していますか。 (過去に東京海上日動火災保険と締結した保険契約の申込み時において、すでに告知いただいたものを除きます。)	(はい)	(いいえ)		
	3. 上記1.2のいずれかが「はい」の場合は、損害賠償請求およびその原因となる事実についての具体的な内容を記入				
他の同種の 保険契約等 (共済契約を含む)	(あり) (なし)	会社名	保険等の種類	満期日	支払限度額 (保険金額)

(担当課) _____

(担当者) _____

--	--	--	--

個人情報の取扱いに関するご案内

保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本加入依頼書に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社（*）は、本契約に関する個人情報（過去に取得したものを含みます。）を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑤の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して個人情報を提供すること
- ②契約締結、契約内容変更、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、個人情報を他の損害保険会社、引受保険会社のグループ内の他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社との間または引受保険会社と同社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、個人情報を共同して利用すること
- ④再保険引受会社等における再保険契約の締結、更新・維持・管理、再保険金支払等に利用するために、個人情報を再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権、譲渡担保権、所有権留保等の担保権者における担保権の設定・変更・移転等に係る事務手続き、担保権の維持・管理・行使のために、個人情報をその担保権者に提供すること

引受保険会社のグループ各社の範囲および提携先企業等の一覧、引受保険会社のグループ内における個人情報利用の管理責任者、各種商品やサービスの一覧、引受保険会社（および引受保険会社のグループ各社）における個人情報の取扱いについては、引受保険会社のホームページ（東京海上日動<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>、損保ジャパン<http://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧ください。

（*）「引受保険会社のグループ」のうち、東京海上グループについては、「東京海上ホールディングス株式会社」傘下の東京海上日動火災保険株式会社、日新火災海上保険株式会社、東京海上日動あんしん生命保険株式会社、東京海上日動フィナンシャル生命保険株式会社などや、前記各社の子会社等を含みます。